

第2期那須塩原市環境基本計画（素案）に対する

市民意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 実施状況

(1) 募集期間

平成28年10月1日（土）～平成28年10月31日（月）

(2) 提出者数

1人

(3) 意見件数

4件

(4) 提出方法

直接持参：1人

2 提出された意見要旨とそれに対する市の考え方

番号	意見要旨	市の考え方
1	「2生活環境（3）市民生活」（P21）では悪臭問題の発生が認められているが、「2生活環境（1）公害」（P19）には、畜産事業を営む上での一大問題である家畜糞尿処理過程時に発生する悪臭問題（耕作地への肥料として処理汚物散布時・処理過程で発生する臭気等）が記載されていないが、なぜか。	家畜排せつ物を原因とする悪臭問題については、悪臭防止法の規制区域に関係なく、市民の生活環境に影響があると認識しているため、より市民生活に直結した問題として「市民生活」に記載しました。
2	悪臭問題が各ページ（P19、21、32、33、40、58）に記載されているが、何を根拠に解決するか具体策が明記されていない。具体策を示してほしい。	悪臭問題については、悪臭防止法や『家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）』等に基づき、「悪臭を発生する施設に対する規制基準の順守及び発生防止の徹底等の推進」（P40）、「家畜排せつ物等の堆肥化及び適正な散布や土壌還元等の促進」（P42）といった施策を総合的に推進してまいります。 なお、より具体的な対策については、個別案件の状況により対応します。

番号	意見要旨	市の考え方
3	<p>「家畜排せつ物等の堆肥化及び適正な散布や土壌還元等の促進」(P42)について、堆肥化している設備の数・管理方法等について、市当局は把握して適正に指導がなされているかお聞きしたい。</p>	<p>定期巡回の実施、『家畜排せつ物の発生量等に関する記録』の提出など、『家畜排せつ物法』に基づく管理基準により現状を把握し、県と連携しながら、適正な管理指導を行っています。</p>
4	<p>酪農業者が草地に放置している粗飼料(2011年3月11日以降に収穫され、放射能が高い数値を示した牧草ロール・白いボール状のもの)が梱包用資材の劣化で破損し、内容物が露出状態となっているものが散見される。適正保管状態とは言い難いため、今後の対策について、「2生活環境の保全(2)放射能対策」(P41)に明示してほしい。</p>	<p>放射能濃度が高い牧草、稲わら、堆肥(8,000ベクレル/kgを超えるもの)については、指定廃棄物として、覆土及び黒色の遮水シートで適正に保管している状況です。</p> <p>ご指摘の白いロールについては、放射能濃度が8,000ベクレル/kg以下であることから、畜産農家において適正な処理を行うよう指導しています。</p>